

## 議 事

**上富刑事法制管理官** 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。これから「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」の第1回の会合を開会させていただきます。

司会進行につきましては、刑事法制管理官の上富が務めさせていただきます。

なお、東京大学の澤田裕教授は遅れていらっしゃるという御連絡をいただいております。

最初に、刑事局担当の法務省官房審議官の岩尾から、本会合開催に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

**岩尾大臣官房審議官** 官房審議官の岩尾でございます。よろしくお願いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。意見交換会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

平成19年に成立しました「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」によりまして、御案内のとおり、被害者参加制度の導入などが行われました。その改正法の附則第9条に、いわゆる見直し規定と言われますが、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされているところでございます。そこで、法務省におきましては、昨年の6月から7月にかけて、犯罪被害者団体などから意見聴取を行うなどしてきたところでございますが、さらに、この刑事訴訟法の一部改正法の見直しの要否につきまして法務省として検討を行うに当たり、幅広く関係者の御意見を伺って、質疑応答を通じた意見交換をする場といたしまして、被害者関係団体の方々、刑事法学者、日弁連、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席するこの意見交換会を開催させていただくこととした次第でございます。

この意見交換会は、法務省として今後の検討の参考とさせていただくために、皆様に御協力をお願いして開催したものでございまして、当局から何らかの具体的な案を示しまして御議論いただくというものではありません。また、一定の結論を取りまとめることを目的とするものではございません。そうした意味では、意見交換会と申しましても、皆様方に自由な意見交換をしていただき、法務省としても一定の発言をさせていただきます。

ながら、こうした議論をお聴きするというものにさせていただきたいと考えております。皆様には、このような趣旨を御理解いただきまして、忌たんのない御意見を表明いただき、活発な意見交換を行っていただきますようお願いしたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**上富刑事法制管理官** それでは、本日は第1回の会合でございますので、御出席の皆様方に簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

順序につきましては、江畑検事から反時計回りという形で順にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**江畑最高検察庁検事** 最高検察庁の検事をしております江畑と申します。どうぞ皆さんよろしくお願ひいたします。

**高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事** 全国犯罪被害者の会（あすの会）の副代表幹事をやっております、弁護士の高橋正人と申します。同時に、犯罪被害者支援弁護士フォーラムというのを、日弁連とは別に、独立して平成22年に立ち上げました。その事務局長もやっております。今回はその経験に基づいて発言させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表** ハートバンド代表ということで参りました前田と申します。交通犯罪の被害者遺族です。私は、娘を亡くしてから、命の尊厳、被害者の視点と社会正義、交通死傷被害ゼロをライフワークということでその後の生き方を定めておりますけれども、北海道交通事故被害者の会の代表として、99年以来14年活動を続けております。犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）はまだ知らない方が多いと思っておりますけれども、全国18の被害者団体（全国組織7、地方・個別の事件組織11）が緩やかに集まった団体で、昨年11月に10回目の全国大会を行ったところです。全国被害者支援ネットワークに導かれて生まれ徐々に権利主体として活動する、その一助ということで全国大会をやっております、私は3年前から代表になっております。刑事手続への被害者参加に対しては強い思いがありまして、今回委員として関わることができ、大変光栄に思っておりまして、しっかり当事者の思いを伝えたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**望月全国被害者支援ネットワーク理事** 全国被害者支援ネットワーク理事の望月です。よろしくお願ひいたします。

**奥村弁護士** 弁護士の奥村です。下の名前は、このまま素直に「かい」と読んでいただけ

れば結構です。日弁連の刑事弁護センターとか裁判員本部の委員をしております。よろしくをお願いします。

**武内弁護士** 弁護士の武内大徳と申します。現在、日弁連の犯罪被害者支援委員会で副委員長兼事務局長を務めております。被害者参加に関しては、法の施行以来、被害者参加弁護士として、約15件、殺人、交通関係、あるいは性犯罪といったものを担当してまいりました。こちらの意見交換会では、実務上の経験を踏まえた意見を忌たなく述べさせてもらいたいと思っています。よろしくをお願いいたします。

**奥村同志社大学教授** 同志社大学の奥村と申します。どうかよろしくをお願いいたします。

**田中明治大学教授** 明治大学の田中でございます。よろしくをお願いいたします。

**堀江京都大学教授** 京都大学の堀江と申します。刑事訴訟法を専攻しております。よろしくをお願いいたします。

**香川最高裁刑事局第二課長** 最高裁刑事局第二課長をしております香川徹也と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

**若園東京地方裁判所判事** 若園と申します。東京地方裁判所の刑事第一部というところで日々裁判の仕事に携わっております。今回は実務的な観点からお話をさせていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

法務省の出席者についても、簡単に自己紹介させていただきます。

先ほど挨拶いたしました官房審議官の岩尾のほかに、刑事局参事官の濱。

**濱参事官** 濱でございます。よろしくをお願いします。

**上富刑事法制管理官** 私は、刑事法制管理官をしております上富と申します。どうかよろしくをお願いいたします。

**佐藤刑事法制企画官** 刑事法制企画官をしております佐藤でございます。よろしく申し上げます。

**上富刑事法制管理官** 次に、この意見交換会における議事の公開の方針についてお諮りいたします。

この意見交換会については、会合自体の公開はいたしません。その後、発言者のお名前を明らかにした逐語の議事録を作成いたしまして、その議事録を法務省のホームページで公表することにとしたいと思っております。また、この会合で用いた資料につきましても同様にホームページで公表することを原則としたいと考えております。

その上で、公表することが不適切な議事内容や資料がございましたら、その都度、皆様にお諮りさせていただいた上で、例外的に公表しないという扱いもあり得るという方針で進めていきたいと考えております。

このような方針で進めるということで御了解いただけますでしょうか。

(一同了承)

それでは、そのようにさせていただきます。

**上富刑事法制管理官** 次に、本日の会合におきましては、最初に平成19年の刑事訴訟法改正で導入されました被害者参加制度のこれまでの実施状況につきまして、各種の統計資料を用いまして事務局から説明させていただきます。

当局の佐藤企画官から説明させていただきます。

**佐藤刑事法制企画官** それでは、まず、司法統計年報を基に作成した資料を使いまして、被害者参加制度の実施状況について御説明いたします。

まず、お手元の「通常第一審事件と被害者参加申出のあった事件の終局人員の推移について」というA4横判の資料を御覧ください。

この資料は、最高裁判所作成の司法統計年報を基に当方で作成した資料であり、地方裁判所及び簡易裁判所における通常第一審事件の終局した事件の被告人数の推移と、地方裁判所及び簡易裁判所における通常第一審事件のうち、被害者参加申出のあった事件の終局した事件の被告人数の推移が分かる資料となっております。「終局人員」とありますのは、判決や決定などを言い渡された被告人の数のことを意味しております。

この表では、罪名の分類は司法統計年報の分類によっておりますので、一番下の段の「強盗致死傷の罪」以外の犯罪類型には、被害者参加の対象ではない犯罪も含まれております。例えば、殺人の罪には、被害者参加の対象ではない殺人予備も含まれております。また、この一覧表自体は全ての犯罪類型を挙げているのではなく、事件数の多い主な犯罪を抜粋したものであることを御留意の上、御覧ください。

まず、この一覧表の一段目を御覧いただきますと、全ての罪名における終局総人員数は、平成21年は7万6,590人、平成22年は7万2,716人、平成23年は6万7,110人と、全体の事件数は減少しておりますが、その下の段の被害者参加申出のあった終局人員数を御覧いただきますと、平成21年は403人、平成22年は588人、平成23年は586人と推移しております。

また、この表に掲げた全ての犯罪類型において、その終局人員数が、平成22年、平

成23年と順次減少しております。他方、被害者参加の申出があった終局人員数を御覧いただきますと、平成21年から平成22年にかけては全ての犯罪類型で増加し、平成23年にかけては強制わいせつなどのわいせつの罪、過失傷害、強盗致死傷の罪の類型では若干減少し、それ以外の類型は増加しております。事件全体の減少傾向から比べますと、被害者参加申出の事件数の割合は全体として増加傾向にあると思われま

す。続きまして、「被害者参加申出のあった事件の被害者等の人員（罪名別）抜粋」という3枚つづりの資料を御覧ください。

こちらの資料も司法統計年報を基に当方で作成した資料ですが、平成21年から平成23年までの各年について、罪名ごとに、被害者参加がなされた事件の終局人員数や、被害者参加された被害者の方々の人数、そのうち証人尋問をした方や被告人質問をした方などの内訳数をまとめております。

左側の黄色い枠、「被害者参加申出のあった終局人員」では、平成21年では、最も多い罪名が自動車運転過失致死の141人、次いで傷害の60人、自動車運転過失傷害の38人の順であります。2ページ目の平成22年を御覧いただきますと、最も多い罪名は自動車運転過失致死の175人、次いで自動車運転過失傷害の72人、殺人の67人となっております。3ページ目の平成23年に最も多い罪名は自動車運転過失致死の187人、次いで殺人の73人、傷害の60人となっております。このように、自動車運転過失致死、同致傷、殺人、傷害の4罪が上位を占めている状況にあります。

次に1枚目に戻っていただきまして、青色の枠の被害者参加の申出をした被害者の方の数と被害者参加が許可された被害者の方の数を御覧いただきますと、平成21年はそれぞれ571人と560人、平成22年は849人と839人、平成23年は914人と902人となっております。3年間で被害者参加の許可を受けた方の数は、延べ人数で2,301人となっております。

次に、内訳を御覧いただきますと、弁護士の委託をした方、そのうち国選弁護士への委託をされた方、証人尋問をした方、被告人質問をした方、法第316条の38の意見陳述をした方、法292条の2の意見陳述をした方、こちらについて見ますと、平成21年から平成23年にかけて、ほとんどの事項について増加しているということがお分かりいただけると思います。

私からの説明は以上です。

**上富刑事法制管理官** ここまでの佐藤の説明に関しまして、何か御質問はございますでし

ようか。

**奥村弁護士** 確認ですが、第1表の終局人員は被告人の数で、被害者参加申出のあった終局人員というのも被告人の数ということですね。

**佐藤刑事法制企画官** はい。

**奥村弁護士** そうすると、次の罪名別の表も、被害者参加申出のあった終局人員というのは被告人の数ですか。

**佐藤刑事法制企画官** 終局人員の数は被告人の数であります、「被害者参加を申し出た被害者等」の数は被害者の方の人数でございます。

**奥村弁護士** 申出をした被害者の方の人数ということですか。

**佐藤刑事法制企画官** はい、そうです。

**上富刑事法制管理官** ほかに御質問はございますでしょうか。

もし後ほどでもお気づきの点がございましたら、随時御質問いただければと思います。

それでは、次に、当局で調査いたしました被害者参加制度の実施状況に関する統計資料について、参事官の濱から説明させていただきます。

**濱参事官** それでは、私から説明させていただきます。

お手元の「被害者参加制度の運用状況等について（法務省刑事局調べ）」と題する資料を御覧ください。

この資料は、法務省刑事局におきまして平成21年から平成23年までの被害者参加制度の運用状況について、全国の検察庁から報告を受けたものを集計しているものでございます。

この資料ですが、今お話ししたように、各検察庁から事実上の報告を求めて集計したものでして、先に紹介のあった司法統計年報などと数値が一致しないところもあります。すけれども、被害者参加制度の運用状況の傾向を把握する参考資料という位置付けで御覧いただければと思います。

資料の1枚目の一番上の表は、被害者参加の申出をした被害者等の状況でございます。表の左側が被害者参加の申出をした被害者等の総数、その右側に、被害者本人、配偶者、直系親族などの内訳が記載されております。

2番目の表は、被害者参加人等の公判期日への出席状況についての表でございます。表の左が総数、右側に、全期日出席しているもの、一部出席のもの、全部欠席のものに分類して、その各人数とパーセンテージを記載しております。なお、この表の「総数」

には、申出後に被害者参加の不許可決定や取消決定があった場合の人員等は含まれておりません。全期日出席した被害者参加人等のパーセンテージは、各年とも80パーセント台後半から90パーセントと、高い数値となっていることが分かります。

一番下の表は、被害者参加人等の検察官に対する意見申述の状況でございます。表の見方ですが、まず、意見申述の有無で分けて、意見申述があった場合については、どのような事項についての意見であったかということを種別ごとに内訳を記載しております。被害者参加人1名の方について複数の種別の意見の申述がされている場合には、申述があった種別全てにつき計上しておりますので、意見の種別ごとに計上された人数の合計は、「意見申述有り」の人数よりも多くなっております。

次に、4番目の表ですが、これは被害者参加人等による証人尋問の状況についての表です。証人尋問の申出があったものとなかったものに分けた上で、申出があったものについては、許可されたもの、不許可とされたものに分け、不許可はゼロになっておりますが、さらに、許可されたものについて、証人尋問を行った者の内訳を記載しております。証人尋問をした者の内訳を見ますと、委託を受けた弁護士の方によるケースが、平成21年は74人であったのが、その後、125人、113人ということで、増加傾向にあることが窺<sup>うかが</sup>えるかと思えます。

次に、真ん中の表は、被害者参加人等による被告人質問の状況についてです。これも、申出があったものとなかったものに分けて、許可されたものと不許可になったものに分け、さらに、許可されたものについては、被告人質問をした者の内訳を記載しております。被告人質問につきましても、委託を受けた弁護士の方によるケースが、平成21年は174人だったのが、その後、320人、318人ということで、2倍近く増加していることが分かります。

一番下の表は、被害者参加人等による事実又は法律適用についての意見陳述の状況についての表でございます。これについても、申出の有無で分けて、許可、不許可で分け、許可されたものについて、意見陳述を行った者の内訳を記載してございます。意見陳述につきましても、申出があったのが、平成21年は310人であったのが、平成23年になると505人ということで、申出の増加率も高いことが分かるかと思えます。

最後に、資料の3枚目の表は、被害者参加人等への検察官請求予定証拠の開示状況について集計したものでございまして、開示があったケースとなかったケースについての被害者参加人等の人数はここに記載されたとおりとなっております。

私からの説明は以上でございます。

**上富刑事法制管理官** ただいまの濱の説明に対しまして、何か御質問はございますでしょうか。

**武内弁護士** 運用状況の中で、参加人等の検察官に関する意見申述、刑訴法第316条の35の関係についてお尋ねいたします。

同条の規定による意見申述や説明は、電話や面会等の場で適宜に行われるものと理解しております。他の法廷内の行為と異なって、比較的形式を問わずに実施されているものと理解しております。こちらに関して、「意見申述有り」、「無し」と振り分けがなされておりますけれども、これは各地の検察官からそのような報告が得られたということであって、「申述無し」という方も、検察官とコミュニケーションをとっていない、ないし何ら意見を述べなかったという趣旨ではないと理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

**濱参事官** はい、そのように理解していただいてもいいと私も考えております。

**上富刑事法制管理官** そのほかにもございますでしょうか。

**奥村弁護士** 7番の被害者参加人等への検察官請求予定証拠というのは、要するに公判前の開示、刑訴法47条但書の運用によるものということによろしいのですね。

**濱参事官** はい、そうでございます。

**奥村弁護士** 謄写の有無というのは特に統計はとっていないのですか。

**濱参事官** 手元で正確な数字は把握していませんけれども、かなりの部分は謄写しているというように把握しております。

**奥村弁護士** 閲覧の範囲と謄写の範囲が違っているということはあるでしょうか。

閲覧したものを全部謄写するケースと、閲覧も多分全部を見せているわけではなくて、検察官の一定の裁量で適したものを、希望もあるかもしれませんが、閲覧していただいて、そこからまた謄写したいと言っているときに、場合によっては一部謄写制限があるとも聞いているものですから、その辺の資料があるのか。なければならないで結構ですけれども。

**濱参事官** おっしゃったような分析をしているものはないと思いますが、確認はしてみたいと思います。

**武内弁護士** 同じく検察官請求予定証拠の開示状況についてお尋ねしますが、こちらは開示のあり、なしということで振り分けがなされておりますけれども、開示なしと振り分



けられた方々の中で、開示の申出があったか否か、すなわち、申出がなかったために開示をしなかったものと、開示の申出があったが開示には応じられなかったケースとの区分けをしたデータは事務当局でお持ちでいらっしゃいますか。

**濱参事官** そういうデータは把握してございません。

**武内弁護士** では、開示なしと振り分けられた中には、申出があったものもなかったものも含まれている可能性があるかと理解してよろしゅうございますか。

**濱参事官** そのとおりでございます。

**上富刑事法制管理官** ほかにございますか。

それでは、次に、当局で実施いたしました被害者参加人等に対するアンケート調査及び昨年実施いたしました被害者団体等からのヒアリングの結果につきまして、佐藤企画官から説明させていただきます。

**佐藤刑事法制企画官** まず、当方で実施しました犯罪被害者の方々に対するアンケート調査の結果につきまして御説明いたします。

お配りしております「犯罪被害者の方々に対するアンケート調査」と題する少し厚い資料でございますが、まずこちらの1ページを御覧いただければと思います。

このアンケート調査は、平成19年の刑事訴訟法改正により導入された被害者参加制度等の利用実態を把握することで、その運用等の改善につなげるとともに、第2次犯罪被害者等基本計画で求められている事項の検討に必要な資料を収集するために実施したものであります。

このアンケート調査は、法務省刑事局におきまして、平成23年11月1日から平成24年1月31日までの3か月間にわたり、被害者参加人、心情の意見陳述をした方、損害賠償命令の申立てをした方及び同種余罪の被害者等の公判記録の閲覧・謄写の申出をした方を対象に実施しました。

アンケート調査の実施方法は、全国の地方検察庁の公判担当検察官あるいは検察事務官から、調査の対象となる方々に調査票を配布し、記入していただいた上、法務省あてに郵送していただくという方法によりました。

調査票の回収率ですが、こちらは資料の3ページに記載しております。被害者参加又は心情の意見陳述をした方につきましては、その合計した数の40.9パーセントが回収率となっております。一方、損害賠償命令を利用した方の回収率が31.0パーセント、同種余罪の被害者等の公判記録の閲覧・謄写を利用した方の回収率は、3人中1人

ですが、33.3パーセントでした。

続いて、結果でございますが、アンケート調査結果のうち、主な点について、幾つか御説明いたします。

4ページから、まず被害者参加、心情の意見陳述をなさった方に対する結果をまとめております。

アンケートに回答してくださった方の属性につきましては両者を合わせた数字を掲載していますが、まず同じページの間3の事件名、つまり罪名ですが、「その他」の回答を除き、最も多い割合であったのは、「自動車運転過失致死」で、続きまして「自動車運転過失致傷」となっております。

また、問4の被害者との関係につきましては、78.7パーセントの方が被害者の御家族の方でした。

次に、5ページですが、問6、利用した制度については、最も回答が多かったのが「心情の意見陳述」で、80.9パーセント、続いて「被害者参加制度」で、64.5パーセントです。

6ページになりますが、こちらからは「2 被害者参加制度について」のアンケート結果です。ここでは、被害者参加人となった方のみにお返事いただいております。

幾つか御紹介いたしますと、問8の制度を利用した感想ですが、最も多かった回答が「よかった」の67.6パーセント、続いて「どちらかというよかった」の20.6パーセントとなっています。

また、問9の利用してみてもよかったと感じた制度ですが、最も多かったのは「公判期日への出席」です。

他方、問10の利用してみてもよくなかった制度ですが、こちらは回答総数8件となっておりますが、そのうち割合として多いのが、「公判期日への出席」と「被告人への質問」で同じ割合となっています。

7ページですが、問19から問22まで、被害者参加制度で認められている訴訟活動を行わなかった理由について質問しています。こちらで最も多い回答は、「検察官に任せることで十分であった」という回答です。

次に、9ページから、「3 心情の意見陳述について」の回答結果ですが、こちらは心情の意見陳述をした方に御返事いただいております。

問27の心情の意見陳述をした感想ですが、最も多かったのが「よかった」というも

ので68.2パーセント、続いて「どちらかというよかった」が18.2パーセントとなっております。

少し飛びまして、14ページから「5 その他の手続等について」ですが、こちらについての回答結果を御説明いたします。

ここからは、被害者参加人の方、心情の意見陳述をした方の双方から御回答いただいております。

問49の公判記録の閲覧又は謄写の申出をした理由について、こちらの中では、「事件や被告人のことをよく知りたいと考えた」との回答が80.0パーセントと最も多く、問50の閲覧・謄写の申出をしなかった理由の回答として最も多かったものは「申出ができることを知らなかった」で、34.6パーセントでした。

また、問53の損害賠償命令の申立てをしたかどうかですが、「しなかった」が81.0パーセントとなっております。問54の損害賠償命令の申立てをしなかった理由では、「その他」の回答を除いて最も多かったのが、「被告人から現実にお金を取ることは困難であると考えた」が23.8パーセントとなっております。

次に、15ページの間56の検察官との間で十分なコミュニケーションができたかについては、「できた」という回答が40.0パーセントと多く、「どちらかという 못했다」との回答と合わせると70パーセントを超えております。

また、問57の検察官と十分なコミュニケーションができた理由については、「被害者である自分の立場を理解してくれた」が87.7パーセントと多くなっております。

他方、問58の検察官と十分なコミュニケーションができなかった理由ですが、こちらで最も多かったのは、「検察官と接触する時間が少なかった」で、44.4パーセントとなっております。

続きまして、17ページから27ページまでですが、こちらは自由記載欄の集計結果をまとめております。自由記載欄は、それぞれの質問に対して回答欄を設けて記載していただいておりますが、そのうち主なものを御紹介しております。【自由記載欄の主な記載例】の欄の冒頭に挙げてある数字、丸の後の番号ですが、当該記載をした方が選んだ選択肢の番号を示しています。

時間の関係がございまして、26ページ以下について簡単に御説明したいと思えます。26ページと27ページは、問63ということで、アンケートの一番最後に設けた自由記載欄の回答をまとめております。こちらについては様々な御指摘、御意見をいた

だいておりますが、そのうち主なものについて、「制度の問題点の指摘や提案を含む意見」、「運用上の問題点の指摘や提案を含む意見」、27ページの一番下の「刑事裁判における犯罪被害者等に関する制度に対する意見以外の意見」と、大きく三つに分けてあります。27ページの運用上の問題点の指摘や提案を含む意見の欄にありますように、裁判に関わる法曹三者に対する御批判を含め、実際に制度を利用された方ならではの貴重な御意見が多く寄せられております。

続きまして、28ページ以下の【損害賠償命令編】、31ページの【同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧・謄写編】については、調査票の回収数が少なかったため、【被害者参加・心情の意見陳述編】のようにグラフのような形でまとめることはしておりません。詳細につきましては、適宜御覧いただければと存じます。

「犯罪被害者の方々に対するアンケート調査」の結果につきましてもの説明は以上です。続きまして、ヒアリングについて、結果の御報告をいたします。

お手元の資料のうち、「犯罪被害者団体のヒアリングにおいて要望がなされた主な事項」という資料を御覧いただきたいと思っております。

法務省では、平成24年6月から7月にかけて、全3回にわたり、合計で15の犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体の方々にヒアリングを実施いたしました。

ヒアリングの対象となった被害者団体等を選定するに当たりましては、平成18年2月に実施した平成19年改正刑事訴訟法の立案の際のヒアリングに御参加いただいた団体の方々を始めといたしまして、更により広く御意見を伺うため、その後に法務省で実施した被害者団体を対象としたヒアリングに参加された団体、法務省に平成19年改正刑事訴訟法に関わる御意見を提出いただいた団体の方々にもお声がけをして、実施いたしました。

ヒアリングでは多様な御意見が出されたわけですが、そのうち主なものをまとめましたのが、今御覧いただいている資料でございます。

まず、第1の「被害者参加制度に関わるもの」ですが、このうち、1の「公判前整理手続と被害者参加制度」に関連したものといたしまして、現在は認められていない公判前整理手続への被害者参加人や被害者参加弁護士の参加あるいは傍聴について、これを認めてほしいという御意見がありました。

また、2の「被害者参加人等による訴訟活動の範囲」に関連するものといたしまして、現在、被害者参加人等による証人尋問については、情状に関する事項についての反対尋

問のみできるものとされている点につきまして、「犯罪事実についての尋問を認めてほしい。」というものや、「反対尋問に加え、主尋問を認めてほしい。」という御意見がありました。

さらに、現行の制度では被害者参加は事件単位で許可され、被害者参加人に認められる訴訟活動は参加許可された事件に限られている点につきまして、「被害者参加を許可された事件と併合審理又は区分審理されている当該事件以外の事件についての訴訟活動を認めてほしい。」というものがございました。

次に、3の「被害者等の範囲について」に関連するものとしまして、現行の制度では、「被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」と定められているわけですが、更に加えて、「被害者に事実上の夫婦及び親子関係にある者や三親等又は四親等内の親族を含めてほしい。」という御意見がありました。この「被害者等」の範囲につきましては、被害者参加の対象となる方や心情等の意見陳述の対象となる方の範囲に関連するものであるほか、公判記録の閲覧及び謄写の対象者の範囲等にも関連する事項となります。

次に、4の「その他」として挙げられたものとしましては、「公判期日の設定において被害者が参加しやすいよう配慮してほしい。」というものや、「検察における被害者参加制度等の説明を丁寧に行ってほしい。」というものがございました。

続きまして、第2の「被害者参加制度以外のもの」としましては、まず1の「刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方について」に関連して、検察官の運用によって実施されている第1回公判前の検察官請求証拠の閲覧等についての御意見が幾つかあり、「閲覧等において統一的な取扱いをするなどの方策を講じてほしい。」というもの、あるいは、「被害者参加許可された事件以外の事件記録の閲覧等を認めてほしい。」というものがございました。

次の2の損害賠償命令制度に関するものでは、その対象犯罪の範囲について、「自動車運転過失致死傷事件を対象としてほしい。」というものがございました。

最後の3の「その他」としては、「被害者参加人が多数の場合、物理的に法廷に入れない方について別室でのモニター傍聴を認めてほしい。」というもの、「公判廷において被害者特定事項を明らかにした者に対する制裁規定を設けてほしい。」というもの、「被害者参加人等の居住地を管轄する裁判所で刑事裁判を行えるようにしてほしい。」というものがございました。

また、被害者支援の在り方全般に関するものとして、「裁判所における被害者対応の在り方」に関するもののほか、「公費により被害者を支援する弁護士に関する制度を認めてほしい。」というものがありました。

ヒアリングの詳細につきましては、委員の皆様には既に議事録をお配りしているところですが、同じものは法務省のホームページにも掲載しております。

ヒアリングにおける要望事項についての説明は以上です。

**上富刑事法制管理官** ここまでのアンケート調査、ヒアリングの結果についての説明に対して御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

**武内弁護士** ヒアリングの最後に表れている、公費により被害者を支援する弁護士に関する制度という御意見の趣旨ですけれども、現行法では、資力の乏しい被害者参加人のために、いわゆる国選被害者参加弁護士という制度が設けられておりますが、こちらのヒアリングで表れた意見は、いわゆる国選被害者参加弁護士の範囲を超えて、より広い支援を公費で被害者のために提供できる弁護士を要望しているという御趣旨でよろしいでしょうか。

**佐藤刑事法制企画官** はい、そのような御意見であると思います。

**上富刑事法制管理官** ほかにございますか。

**前田犯罪被害者団体ネットワーク代表** アンケート調査についてはまだ詳細に見ることができないので、また後で質問も加えたいと思うのですが、一点だけ。私たちの知っている犯罪被害者の中で、制度を知らなくて、後で、もし分かっていたら被害者参加制度を使ったのという被害者がいたのですが、そのように思われる被害者の数の実態というのはどれぐらいか、何かヒントでもいいのですが、そのようなものはありませんか。

**佐藤刑事法制企画官** 今回のアンケートは一定の期間に限って実施しております。その中で、先ほども紹介しましたが、記録の閲覧・謄写に関する質問に対して、制度を知らなかったという回答が多かったということもありますので、一定程度、制度を知らないという方がいらっしゃることはこちらのアンケートでも分かると思います。ただ、被害者の方全員に網羅的に調査をしているわけではありませんので、実数はこちらでは承知していません。

**前田犯罪被害者団体ネットワーク代表** 別のことでございますけれども、被害者参加制度がないときの裁判をやった経験者と実際に参加した被害者を対照したアンケートといえますか、

調査結果を私は知っているのですけれども、その話は後で詳しくやりたいと思います。  
それですと、参加したことによるよかったこと、参加できなかったことによる違いがはっきりするのであるけれども、そういう対比も必要だと私は感じております。

**上富刑事法制管理官** 他に、アンケート調査、ヒアリングについての御質問がございましたら、承りたいと思います。

**奥村弁護士** 被害者の方々に対するアンケートをやられて、検察官に対するアンケートというのは特にやっていないのですか。

**上富刑事法制管理官** やっておりません。

**奥村弁護士** 被告人に対するアンケートというのはやっていない、弁護士に対するアンケートも法務省としてはやっていない、裁判所に対してももちろんやっていないということではよろしいですか。

**上富刑事法制管理官** 結構でございます。

ほかにもございますか。

**高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事** 質問というか、今の奥村先生の発言に関連するのですけれども、是非ともやっていただきたいのは、被告人に対するアンケートです。被害者が参加したことによって被告人がどのように考えたのか、少しは反省をしてくれたのか、あるいはどうなのか、これは制度を発展させる上で非常に貴重なデータになると思います。これは可能であればやっていただきたいと思っております。

**岩尾大臣官房審議官** 相当難しいのではないかという気がいたします。まず被告人に個別に法務省が当たる権限がないと思いますし、では検察庁を通じてお願いできるのか、要は、公判請求した後の検察官と被告人の立場を考えると、それもそう簡単にやれるかという、いろいろな問題があるのではなからうかということで、御意見は伺いましたけれども、直感的に難しいかなと思います。

**高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事** 弁護人を通してやられたらいいと思うのです。

**奥村弁護士** 権限のないことといえば、被害者参加人の方に対する権限もないし、被告人に対する権限もない。

**岩尾大臣官房審議官** 権限は当然ないのですが、御協力をお願いすること自体が適切かどうかという観点で申し上げさせていただきました。

**上富刑事法制管理官** ほかに御質問がございましたら、伺いたいと思いますが。

**武内弁護士** アンケート調査の6ページの問10になりますが、利用してよくなかった制

度として列挙があって、例えば、「被告人への質問」について、37.5パーセントという数字が挙がっておりますが、こちらは回答総数が8件ということで、逆に言うと、アンケートの対象となった方の中で、利用してよくなかった制度について特に回答されなかった方がかなりの数おられたという読み取りでよろしいでしょうか。

**上富刑事法制管理官** もちろん評価の仕方はいろいろあるかと思いますが、実数として、利用してみてよくなかった制度について回答いただいた方は合計8件だったということになると思います。

**堀江京都大学教授** 関連しますけれども、問9のグラフの描き方は、ぱっと見たところ、数字が低いので印象が悪いという感じがあるのですが、そもそも使われていないものは低いということなんですよ。もちろん、ちゃんと見れば分かることではあるのですが、グラフにする必要があるのかも含めて、問10もそうだと思うのですが、表示の形式をもう少し検討された方がいいのかなという気がいたします。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

**高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事** パーセントではなくて人数で書いたらグラフが非常に正確に出るのではないのでしょうか。問9と問10なんか、回答件数が全く違いますから。パーセントでやると、何だ利用してよくなかったのがこんなにいるのかみたいな感じがしてしまうけれども、実際はそうではないですよ。

**上富刑事法制管理官** 御指摘ありがとうございます。

**奥村弁護士** 一点ですが、配布した質問用紙そのものを資料としていただければと思うのですが。

**上富刑事法制管理官** 承りました。

**奥村弁護士** 質問と回答用紙ですね。

**上富刑事法制管理官** はい。

ほかにございますでしょうか。

**堀江京都大学教授** 統計について要望があるのですが、戻ってもよろしいでしょうか。

**上富刑事法制管理官** どうぞ。

**堀江京都大学教授** 司法統計年報の方には表れないのだろうと思うのですが、被害者参加制度の対象犯罪の事件の中で実際に参加がなされた割合が分かる数字をもし調査可能であれば、お示しいただきたいのですが。

**上富刑事法制管理官** 検討させていただきますが、司法統計年報では、先ほど佐藤から説



明いたしましたが、元々の統計の区分けの中に非対象犯罪が含まれてしまう区分けがございまして、司法統計年報のデータそのものからいきますと、正確に対象犯罪が何件であったのかという数字は、今のところ、手元の資料では出しにくいという状況でございます。その上で検討させていただきたいと思います。

**奥村弁護士** 初期の半年か1年ぐらいの段階で最高検から出た資料で、対象犯罪でどのぐらいというのはなかったですか。正確ではありませんが。

**上富刑事法制管理官** 確認してみます。

**奥村弁護士** 記憶違いかもしれません。

**上富刑事法制管理官** ほかにございますか。

**前田犯罪被害者団体ネットワーク代表** 最初に質問したことと関係するのですけれども、被害者参加制度を利用したきっかけになったこと、どういうルートで知って参加に至ったか、そのあたりのことを調べられたデータはございますでしょうか。

**上富刑事法制管理官** 今回の検討の中ではその点についての調査はしておりませんで、データも持ち合わせておりません。

**前田犯罪被害者団体ネットワーク代表** その点は知りたいところなのです。同じ被害者の情報の中でできると知ったのか、それとも検察官から知ったのか、自分がやろうと思っただけのきっかけについて何か分かればと。

**上富刑事法制管理官** ほかにございますか。

アンケートについては分量もございますので、この後、また御質問、お気づきの点がございましたら、次回でも結構ですし、あるいは期日外で直接事務局にお問い合わせいただいても結構でございますので、引き続き御検討いただければと思います。

これまでの説明に対しての御質問はほかにございませぬでしょうか。

よろしければ、次に、今後この意見交換会におきまして取り上げるべきテーマにつきまして御意見をいただければと思います。

基本的には、先ほど佐藤から説明いたしました、当局で実施したヒアリングで御指摘いただいた主な点をまとめた資料に記載した項目を中心に御議論いただくことになろうかと思っております。ただ、ここに挙げさせていただいたもののほかにも取り上げるべきものとして、お集まりの皆様にご覧になりましたら、伺いたいと思います。本日は頭出し程度でも結構でございますので、御発言いただければと思います。その上で、具体的な中身の詳細については、次回以降に改めて御意見をお伺いする機会を設けたい

と思っております。

どのようなことでも結構でございますので、取り上げるべきテーマとしてお考えのことがありましたら、御自由に御発言いただければと思います。

**高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事** これは被害者の立場からの発言でもあるのですが、国選被害者参加弁護士の選定が、被害者側は常に一人で、二人というのはめったにいない。めったに許可されない。これは被害者参加弁護士の職務に対する誤解があるのではないかと私は思うのです。

被害者参加弁護士のやることは、決して公判廷での仕事が主ではないのです。被告人の弁護人はもちろん公判廷で一生懸命弁護しなければなりません。でも、被害者参加制度の場合は、被害者自身が直接訴訟行為をするのが基本的な建前でありますから、これに対して被害者参加弁護士が何をやるかといったら、とにかく刑事訴訟法の規則の範囲内できちんと法廷で発言してもらう、これを指導することです。例えば被告人質問をとっても、被害者はどうしても意見を述べてしまいます。質問ではないのです。更には誤導が多いです。さらに、誘導するにしても、最初から誘導すれば当然異議が出ます。誘導するのでも順序を踏まないといけない。更には重複質問は絶対できない。こういったことをしっかりと事前に指導しないとイケないのです。

私たちの犯罪被害者支援弁護士フォーラムではそういった指導のためにどのぐらい時間を掛けているか。最低でも20時間です。私が今やっている強姦の被害では50時間掛けてやっています。しかも、大体平日は無理です。皆さん遺族ですから、仕事を持っています。ですから、土日です。土日に1回5時間ぐらいで、10回ぐらいやるわけです。そのぐらいきっちりやらないと駄目なわけです。そういった大変な仕事があるわけです。さらに、被害者というのは一人ではないです。遺族ですから、必ず3人、4人、5人というわけです。遺族の間で意見が割れます。割れたときに被害者弁護士では対応できません。実質的な意味での利益相反が起きてしまうのです。そのように、実際には50時間から20時間かかる、更には被害者の数が多いということを考えたときに、対応するのが一人では本当は私たちは大変なのです。

私はよく例えて言うのですが、被害者参加制度というのはオリンピックみたいなものだ。ちょっと失礼な例えかもしれませんが。我々弁護士はコーチで、被害者は選手であると。選手は100m走りますが、コーチが100m走ったら滑稽です。コーチは4年間しっかりと裏方で仕事をするわけです。

私たちがフォーラムで作った提言集、これは刑事局に昨年出しましたが、その中にこんな比喻がありました。アヒルのようなものだと。私たちは水面下でバタバタと足をばたつかせている、これが弁護士で、表に出ている方が被害者だと。そのように非常に大変なのです。

裁判所に行きますと、どうしても裁判官の方は、表に出た裁判員裁判なら一週間だけ、それだけを見るわけです。そうすると、被害者参加弁護士はほとんど発言しませんから、何もやっていない、単なる添え物だと思われてしまっているのです。だからそんな複数要らないではないかと言われてしまっている。ですから、裏方が大変なのだということを御理解いただいて、裁判員裁判であれば最低二名以上国選で付けていただくことを許可いただきたい。これを議論のテーマにさせていただきたいと思っております。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

**前田犯罪被害者団体ネットワーク代表** 議論のテーマについては、次回といいますか後日、また整理して私からも何点か挙げておきたいことがあると申し述べておきたいと思えます。

今日は一回目ですので、もう御案内といいますか、当然のことですけれども、こういう基本点で今後の検討をしていただきたいということを要望として述べておきたいと思っております。

原点に立ち返って本質論議をしていただきたいというのが一点目で、基本が犯罪被害者等基本法です。被害者等の権利利益の保護のための前提であり、基本命題が刑事手続の参加であるということを、私たち当事者、被害者団体は強く強く思っておりますので、それを基本に据えていただきたいということが1点です。

二点目は、私は専門家ではなくて、口幅ったいのですけれども、刑事訴訟法の目的の確認からしても、この被害者参加制度の充実を図っていただきたい。第1条にある「公共の福祉の維持」というのは、法益として死傷被害をなくす、交通被害の場合は特にそうですけれども、そのことがあると私は思います。それから、「基本的人権の保障とを全うしつつ」とあるのは、そこに被害者の尊厳、今まで自然権でありながら全く一瞥もされないで残されていた被害者の権利の回復が、刑訴法の目的のこの部分にあると思っております。さらに、第1条の後半には「事案の真相を明らかにし」という部分がありますけれども、真実発見、そこに当事者が関わる、これは当然のことなわけです。そのことでも刑事手続への被害者参加は大変重要で意義のあることであるということは押さえ

ていただきたい。

3点目の基本が、被害者の視点、これが社会正義につながるのだということです。被害者の視点と社会正義。

この三つのことを基本に置いて今後の検討をしていただきたい。

更につけ加えて言いますけれども、あと二つは、日本の現状を踏まえてということで、日本において被害者の権利概念が非常に遅れている。それは被害者団体、被害者個人、当事者もそうですけれども、まだまだ権利意識も不十分である。それは当事者もそうだし、国民や社会制度もそうだということがあると思います。今言った自然権である被害者の権利ということ、当事者自身も、私は、基本法が2004年に出て初めて被害者の権利ということ、口に出すことができました。私たちの要望書もそうですけれども。ですから、まだまだ被害者団体が権利主体となる道半ばと思っています。そういう中ですから、被害者の思い、願いを丁寧に酌み取っていただきたいというのがあります。

日本の現状で遅れていることを言いましたけれども、もう一つは、直接関わることで言うと、被害者参加制度が裁判員制度と近い時期に施行されました。それによって、ヒアリングで出された主な要望事項にも挙げられていますけれども、公判前整理手続の問題、これは非常に大きな問題があると私たちは当初から指摘しておりまして、2008年に北海道交通事故被害者の会としても公判前整理手続の在り方について要望書を出しているのです。それは後で議論のときに言いますけれども、そういう背景があるということ踏まえて議論をしていただきたい。

今、最初に原則を三つ言って、特殊性を二つ言いました。最後に、先ほども少し言ったのですけれども、直接今回の刑訴法の見直しには関わらないとしても、その前提となる問題、私たちの知る権利の問題に関わって、それがあって、例えば被害者参加するかどうかということも考えるところがあるのですけれども、その知る権利が侵されているところがあります。特に交通犯罪の場合は捜査段階での調書が開示されなくて、死人口なしという中で裁判にならない例も多いわけです。起訴率も非常に低い。今、9パーセントでしょうか。そういう解決しなければならない前提問題が深くあるということです。そのことも踏まえて今後の検討をしていただきたいと私は思っています。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

ほかにも御意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

**高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事** 頭出し程度ですけれども、これも被害者の強い要望

ですが、遺影のバーの中への持ち込みです。今は傍聴席には持ち込めますけれども、バーの中には持ち込めないというのが大体の運用です。これが一点です。

もう一つ、これはいろいろと解釈上疑義があって、裁判所によっては認めてくれるところもあるのですが、控訴審での被害者参加人の訴訟行為です。被告人質問とか被害者論告ですね。これは控訴審で二件認められた例がありますが、実際にはほとんど認められていないことが多いようです。

3点目は、これはよくあることですが、被害者は訴因の範囲内で訴訟行為ができると書いてある。ところが、実際には検察官が冒頭陳述をするわけです。そこで動機とか経緯について書かれてあることがあるわけです。ところが、被害者の考えている動機、経緯が検察官とずれてしまっている場合がある。こういうときに、果たして被害者は、例えばその点について被告人質問ができるのか、被害者の考えている動機、経緯について被告人質問ができるのか、あるいは被害者論告ができるのか、その辺が時々問題になるようです。私の事案では認められなかった。私の事案では、被害者論告はできたのですが、評議の対象にはならないと言われたことがあります。ほかの事案では被害者論告もでき、評議の対象にもなったようです。この辺も扱いがばらばらのようです。ですから、その点についても協議していただければと思っております。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

そのほかの方、ございますでしょうか。

**奥村弁護士** まずは、平成19年改正刑事訴訟法に関する意見交換会ということですがけれども、今日のいろいろな統計資料でも心情意見陳述が入っているということで、2000年の被害者保護法も視野に入れて、総合的な被害者参加制度という格好の考え方を持っていて、その範囲を全部検討しながら、この19年改正刑事訴訟法をどうしたらいいのかということを考えるべきだろうと思っておりますので、19年改正刑事訴訟法に限定しない、被害者参加制度全体のことについて議論するべきだろうと思っておりますというのが一点です。

あと、私の場合は、特に被害者団体の方がたくさんいますので、いろいろお話を聞きたいと思っておりますけれども、11月に日弁連の意見というものを作っております。特に刑弁センターの意見等もありますので、是非それを御紹介させていただきたいと思っております。

それから、被害者の方々の要望は聞くべきだと思いますけれども、飽くまでも訴訟手続ということで、刑事訴訟法の法というところの大原則の観点を、特に学者の方もおら

れますので、きちんとお話を伺いたいと思っています。

非常に広い範囲ですけれども、取りあえず今日のところは。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

そのほかにも御意見がございましたら。

**武内弁護士** ヒアリングにおいて要望がなされた事項にも含まれていることではあります  
が、奥村委員と同じく、いわゆる被害者参加制度そのものではないですけれども、公費  
により被害者を支援する弁護士に関する制度、現行の国選被害者参加弁護士制度の拡充  
という形になるか、あるいはそれ以外か、いずれにしても、被害者の方を支援するため  
の弁護士の制度について、是非こちらの意見交換会で議論させていただければと思っ  
ております。

また、その他、控訴審における参加の問題とか、判決書謄本の交付の問題等、若干細  
かいかもしれませんが、追って意見交換会の中で要望を挙げていきたいと思ってお  
りますので、よろしく願いいたします。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

更にございますでしょうか。

**高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事** 損害賠償命令についてですが、これは私は実は条文  
をよく読んでいなかったのですが、第17条にはこう書いてあるわけです。申立権者の  
資格が「被害者又はその一般承継人」と書いてあるのです。被害者と一般承継人です。  
私の事案で、息子さんが殺されて、バーの経営をやっていたものですから負債が多そう  
だということで、御遺族の方は全員相続放棄したのです。相続放棄すると、民法上は相  
続人ではなかったことになるわけです。しかし、民事訴訟上は、御遺族の方には固有の  
慰謝料請求権があります。固有の慰謝料請求権は当然相続の放棄の対象ではありません。  
相続財産ではありませんから。だから、民事訴訟を起こせば、固有の慰謝料請求権の訴  
訟を起こせるわけです。私はこれは損害賠償命令できるかなと思って申し立てたわけ  
です。そうしましたら、ここには「被害者又は一般承継人」と書いてあるのです。これを  
そのとおり読むと、損害賠償命令の申立時における一般承継人と読むと、固有の慰謝料  
請求権であってもできないのです。一般承継人ではなくなってしまったから。相続人  
でなくなりましたから。でも、犯罪被害時の一般承継人と読み込むのであればで  
きるはずですよ。ここも疑義がありますので、この辺は直していただきたいということ  
を議論していただきたいと思っているわけです。

上富刑事法制管理官 いかがでしょうか。今日のところはこの程度の御意見ということでよろしゅうございますか。

この意見交換会で取り上げるべき今後のテーマにつきましては、今御発言いただいたほかにもございましたら、次回の会合でも更に挙げていただきたいと思います。また、ヒアリングの中で出た御意見の中で、先ほど御紹介した主な意見として取り上げられていないものについても、更に取り上げるべきものがあるということであれば、そういった点も意識しながら御指摘いただければと思います。次回の会合でそういったことを更に御指摘いただきまして、まずは取り上げるべきテーマを決めた上で、議論すべき順序などについても皆様からの御意見を伺いたいと考えております。

次回はそのような進め方をするという点についてはよろしゅうございますか。

そのほかに本日御発言なさりたい点、あるいはこちらでお伺いしておいた方がよろしい点がございましたら、伺いたいと思います。

それでは、予定していた時間よりは早いようですけれども本日の予定につきましてはこの程度とさせていただきますと思います。

本日の議事、資料につきましては、公表に適さないと思われるものはないと思いましたが、全て公表という扱いにさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

(一同了承)

それでは、そのようにさせていただきます。

次回は、御案内のとおり、3月19日、火曜日の午後2時からということで予定させていただいております。場所につきましては追って御連絡させていただきます。

また、次回御議論いただくテーマにつきましては、本日の皆様の御発言なども踏まえまして、論点のたたき台のようなものを事務局で準備した上で、事前にお示ししておきたいと思います。それを踏まえて更に御意見をいただければと思います。

それでは、本日の会合はここまでとさせていただきますと思います。どうもお忙しいところをお時間いただきまして、ありがとうございました。以上でございます。